問題 第7問
論証 16頁

論点 取消後の第三者 旧H18-1

問題の所在：取消し後の第三者は96条３項では保護されないが、取消し前に取引をするか、取消し後に取引をするかは偶然の事情にすぎず、取消し後の第三者も保護に値する。保護するための法律構成が問題となる

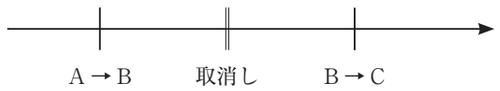

A 判例（大判昭17.9.30【百選Ⅰ51】）＝対抗問題とする（177） 短 司H19-11-2,H20-8-3,H21-11-イ,H26-2[1]-イ,H27-7[4]-イ,R2-7-イ,R6-7[3]-ウ,予H26-4-ア,ブレ26-ウ

（理由）
①取消しの遡及効は法的な擬制にすぎないため、取消しによって復帰的物権変動が観念でき、相手方を中心とした二重譲渡類似の関係にある
②取消し後は可及的速やかに登記を戻すべき

B 学説＝94条２項類推適用で処理

（理由）
①判例の立場では悪意者も登記を備えれば保護されてしまう
②無権利者から権利を譲り受けたケースである

Advance 判例法理の再構成

取消し前の第三者との関係でも、取消し後の第三者と同様、復帰的物権変動論をとった場合、第三者は、「対抗要件」としての登記を備えなければならないのではないか？
→取消し前の第三者との関係でも、登記を具備していなければならないとすると、実際上、取消権者が第三者に取消しを対抗できる場合が著しく限定されるから、取消し前の第三者は、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する「第三者」（177）には該当しないと解すべき（取消権者が優先）
→しかし、詐欺による意思表示の場合には、96条３項の要件が満たされれば、その効果によって、取消権者が取消しの効果を主張することができなくなる結果、詐欺による意思表示は取り消されていないことになり、復帰的物権変動も生じず、そもそも対抗問題は生じない（第三者が優先）

問題 第7問　第63問
論証 16頁

論点 96条３項と登記 司R6,旧H18-1

A 不要説（判例最判昭49.9.26【百選Ⅰ23】） 短 司H22-3-イ,H30-3-ウ,ブレ26-ア

（理由）
①取消権者と第三者は前主後主の関係にある
②欺罔行為によるとはいえ、錯誤に陥った者には一定の帰責性がある

B 学説＝権利保護要件としての登記を要求すべき

5 効果帰属要件（代理）

第１．代理総説（有権代理）

１．意義

本人と一定の関係にある他人（代理人）が、本人のために意思表示をし、又はこれを受けることによって、その法律効果を全面的に本人に帰属させることを認める制度 短 司H26-3-ア

２．趣旨

(1) 私的自治の補充機能→法定代理

(2) 私的自治の拡張機能→任意代理

☑ 法定代理→本人の意思によらないもの
ex. 成年被後見人の成年後見人
☑ 任意代理→本人の意思に基づくもの

３．要件 短 司H22

・「意思表示」があること（有効な法律行為の存在、99Ⅰ）
・「代理人」であること（又は「権限」があること）（代理権授与、99Ⅰ）
・「権限内」であること（99Ⅰ）
・「本人のためにすることを示して」いること（顕名、99Ⅰ）

MEMO 要件事実 有権代理

請求原因として、①代理人・相手方間の契約締結（法律行為）、②代理人の顕名、③本人の代理人に対する先立つ代理権授与が必要である 短 サン6-ア,ブレ28-1

４．効果

「本人に対して直接にその効力を生ずる」（99Ⅰ）＝法律行為の効果が本人に帰属

